

News Letter VOL.20

発行/2025年1月21日 発行者/神戸の石炭火力発電を考える会
〒657-0051 神戸市灘区八幡町4-99-22(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-専門家の証言を終え 控訴審結審 判決は4/24-

2024年10月23日、控訴審が結審しました。当日は、証人尋問期日となり、専門家が証人として増井利彦氏(国立環境研究所)が、本件石炭火力発電所の建設および稼働の差し止めを求める背景について、科学的知見に基づいた証言を行いました。本件は2018年の提訴から7年目を迎えましたが、結審にあたり、最後に弁護団長である池田弁護士が最終弁論を行い、控訴審の審理が終了しました。

増井利彦氏ら、専門家意見書の内容と証言について

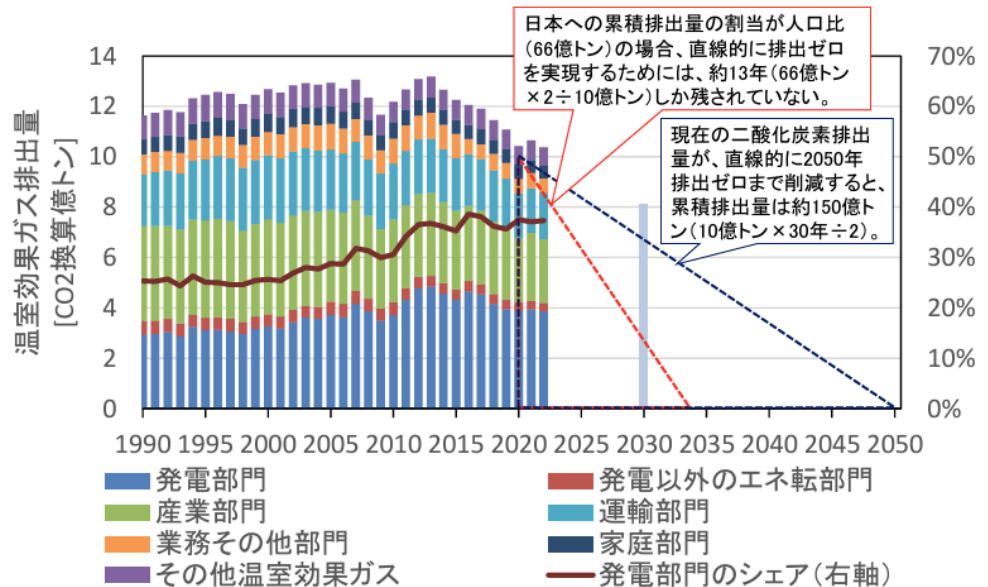
パリ協定と1.5℃目標

パリ協定と1.5℃目標パリ協定採択後、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)に対し、気温上昇を1.5℃以内に抑制する方法についての科学的な知見をまとめるよう要請がありました。その結果、1.5℃目標でも深刻な影響や被害が生じることが明らかになりました。IPCC第6次評価報告書では、1.5℃よりも2℃の気温上昇のほうが甚大な被害をもたらすことが分かり、1.5℃目標が国際合意として掲げられました。気候変動問題は、かつては2050年以降や2100年といった将来の課題と考えられてきましたが、現在、世界平均気温がすでに1.2℃上昇[※]しており、気候変動は「将来の問題」ではなく、正に「現在の問題」として認識を改める必要があります。(※2024年11月、世界気象機関(WMO)が1.5℃超えになる見込みを発表し、2025年1月10日、「1.55℃」と発表。)

発電部門の対策が急務

気温上昇を1.5℃以内に抑えるには、2030年までに温室効果ガス排出量を半減し、2050年までに実質ゼロにする必要があります。特に石炭火力発電所は主要な排出源であり、日本では発電部門の脱炭素化が急務です。1990年から2021年にかけて、石炭火力発電所からのCO₂排出量は3倍に増加し、発電部門に占める割合も27%から61%に増加しました。

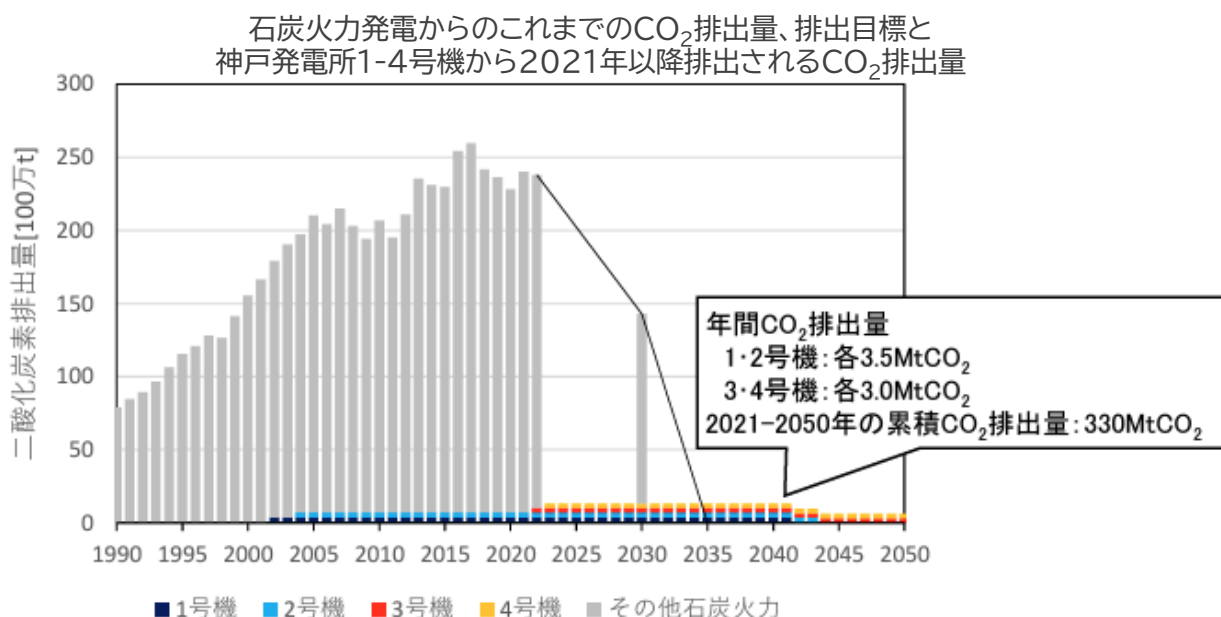
日本の部門別温室効果ガス排出量の推移
(電気・熱背部分前)



第6次エネルギー基本計画では、2030年の石炭火力発電所からのCO₂排出量を約1.4億トンと想定しています。しかし、2023年のG7サミット合意では、2035年までに電力部門の完全または大宗の脱炭素化を達成する必要があるとされ、石炭火力発電からの迅速な脱却が求められています。

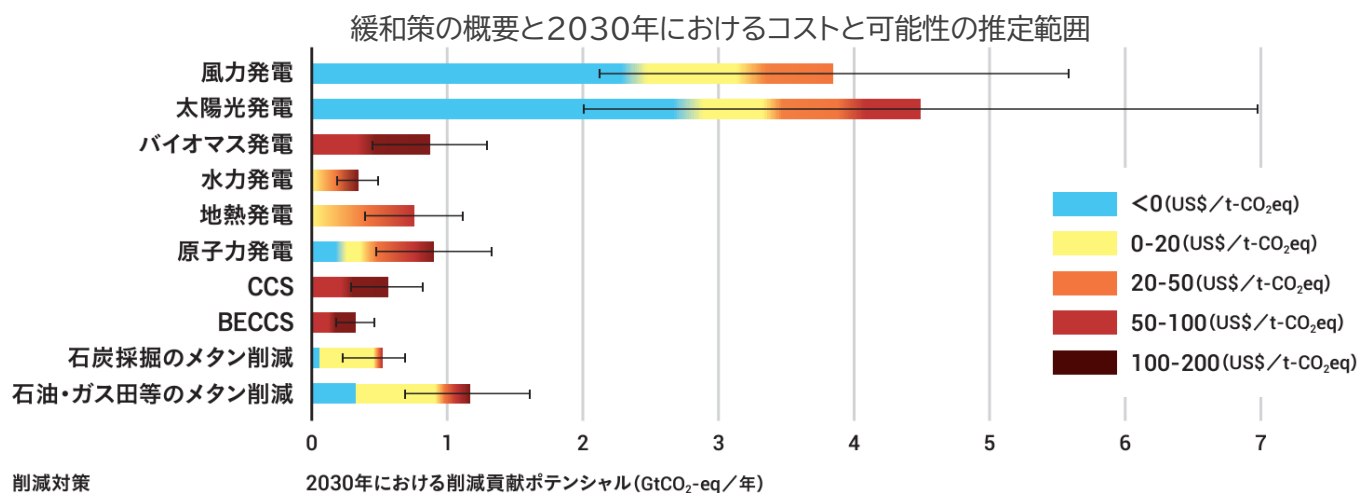
神戸発電所3-4号機が気候政策に与える影響

気温上昇を1.5℃に抑えるために、残された累積CO₂排出量を各国でどのように配分するかの議論が進められてきました。1.5℃目標に基づく排出可能量は世界全体で約5000億トンとされ、先進国に有利な条件で日本に割り当てられた場合は140億トン、人口比で割り当てられる場合は66億トンとなります。神戸発電所3-4号機が40年間稼働した場合、累積CO₂排出量は2.4億トンに達し、1.5℃目標達成のための排出可能量の2～4%を消費します。さらに、1-2号機を含めた4基では3～6%を消費する計算になります。



2030年までに有効な削減策：太陽光と風力発電

2030年までに導入可能な、CO₂トンあたり20ドル未満のコストで効果的な削減策として、太陽光発電や風力発電が挙げられます。IPCCの報告書では、火力発電所をこれらの再生可能エネルギーに置き換えることで大幅な削減が見込まれるとされています。一方で、アンモニアや水素の混焼については評価が定まっておらず、2030年の削減計画には明確に組み込まれていません。



石炭火力発電の早期廃止の必要性

最新の石炭火力発電所であっても、大量の石炭燃焼によるCO₂排出が避けられません。そのため、排出ゼロを目指す再生可能エネルギーへの転換が優先されるべきです。2035年、2040年、さらには2050年に向けて、電力部門の完全な脱炭素化を達成するためには、耐用年数前であっても石炭火力発電所の稼働停止といった大胆な措置が必要です。

意見書全文はHPIにて公開しております。

https://kobeclimatecase.jp/wp-content/uploads/2024/10/opinion_coalphaseout_decarbonizedsociety.pdf

神戸石炭訴訟 大阪高裁結審にあたって

神戸石炭訴訟弁護団 弁護団長 池田 直樹

結審にあたり、控訴審準備書面(7)を中心に、気候変動に関する削減請求にしばって、一言、原告弁護団としての見解を述べさせていただきます。上記準備書面は最終準備書面と位置付けておりますが、まず次の4点についてまとめました。

①1.5度目標の達成が必須であり、それは世界での人権保護の基準となること、②気候科学によるカーボンバジェット論がその根拠であること、③特に優先的に排出削減をすべき排出源が石炭火力発電所であること、④にもかかわらず、被控訴人らは有効な削減対策を講じていないことです。それを踏まえて、最大の焦点であるそれが政策論を超えて法的問題となりうるのか、ということ論じています。

私たちは、控訴審では、健康で幸福に生活する権利の侵害、つまり気候変動の下で生じている生活被害を特に問題としてきました。その侵害を根拠に、残余のカーボンバジェットに整合する削減経路にそった、CO2排出の削減を予備的に請求しております。

私たちは、日本を代表する巨大排出源が、具体的な対策のないまま、合理的な削減経路を著しく超えるCO2の排出を続けることは、もはや政策問題ではなく、具体的な人権侵害にあたると思っています。これは決して特異な考え方ではありません。今日、世界で2000件以上の気候変動訴訟が提起され、実際に一定の救済を命じる判決も出ています。

気候変動訴訟は、裁判所に政策判断や立法を求めているものではありません。政府や企業の排出継続の無為無策が具体的な人権侵害にあたると、科学と事実に基づき、司法が宣言することを求めているのです。それが基準となって政策形成や経営の判断のプロセスが見直され、ひいてより広く人権救済につながるからです。

提訴時、私は、神戸製鋼を象徴するラグビーは、常に後ろにパスをつなぎながら前に進むスポーツであり、経営においても次の世代へより良き世界をパスして欲しいと述べました。本日、本件訴訟は6年(期日時点)の年月を経て結審します。

私たちもまた、本件で提起した問題を、本日も傍聴席に来ている多くの若者たちなど、私たちの後に続く人たちにパスしてまいります。前に進むのは容易ではありませんが、共にラインを作り、時には這ってでも前に進んでいく決意です。

私たちが裁判所に対して投げたボールは重く難しい球であることは自覚しておりますが、ぜひしっかり受け止めていただき、未来への希望につながる公正な判決を心から望みます。 (以上)



神戸石炭訴訟
Kobe Climate Case

神戸石炭民事訴訟

判決期日

2025/4/24 13:10

大阪高等裁判所73号法廷



Topics 明日を生きる若者気候訴訟が始まる

2024年8月6日、若者16名が火力発電所を運営する10社を被告としてCO₂排出差し止めを求める「若者気候訴訟」が名古屋地裁へ提起されました。被告には神戸製鋼所、関西電力が含まれており、神戸製鋼石炭火力訴訟原告団・弁護団は、若い世代が気候危機に対する危機感を共有し、行動を起こした意義を広く社会に訴えるべく、共同声明を発表しました。

若者世代の声を届ける

少子高齢化が進む中、若者たちが人権侵害の当事者として集団で声を上げた点が画期的です。神戸石炭訴訟が幅広い世代の原告を特徴とするのに対し、若者気候訴訟は若い世代のみが原告となり、世代間の不公正な格差を明らかにしています。

主要排出者への責任追及

CO₂を大量に排出している主力火力発電事業者集団を特定し、排出削減目標の不十分さを国際目標と比較して争点化しています。この点で、特定の施設を対象とする神戸訴訟とは異なり、日本を代表する発電事業者全体に連帯責任を問う新たなステージの訴訟となっています。

被告間の対応姿勢の違いを浮き彫りに

被告企業の多くはCO₂削減目標を掲げていますが、その具体性や実効性には差があります。中でも神戸製鋼所は、削減対策や期限を明確にしない姿勢が際立っています。本訴訟は、こうした自主的取り組みの限界を明らかにするとともに、削減に消極的な企業の姿勢を国際社会に示す重要な意味を持ちます。

裁判への期待

神戸訴訟の原告団・弁護団は、若者気候訴訟を受理した裁判所が、深刻化する気候危機の実態に照らして、原告らの問題提起を真摯に受け止めるとともに、被告ら事業者のCO₂排出削減対策の現実を見据えたうえで、世代間で不公正な人権侵害の進行について、公正な判断を下すことを切に期待します。



若者気候訴訟HP:<https://youth4cj.jp/>



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル
神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case)
<https://kobeclimatecase.jp/>



神戸の石炭火力発電を考える会
<https://kobesekitan.jimdo.com/>



お知らせ
今後の裁判期日について



民事訴訟 控訴審 判決期日

2025年4月24日(木)

期日:大阪高裁 13:10~

報告会:開催予定

~訴訟サポーターを募集中です~

サポーターとして、原告・弁護団をご支援ください。

クラウドサポーター

一口 1,000円~(寄付)

コアサポーター

一口 3,000円(会費制、ニュースレター送付等)